

【ご参考資料】

2012年12月6日
野村アセットマネジメント株式会社

「オーストラリア債券ファンド(愛称:毎月コアラ)」の
2012年12月5日決算の分配金のお知らせとQ&A

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「オーストラリア債券ファンド(愛称:毎月コアラ)」(以下、ファンド)の2012年12月5日決算の分配金についてご案内いたします。

1万口当たり 40円(課税前)(前月は60円)

※毎月の毎決算時に、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。ファンドの分配金は投資信託説明書(交付目論見書)記載の「分配の方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドが投資する「野村豪州債券ファンド マザーファンド」の最終利回り*(2012年11月末現在3.7%)、基準価額水準、分配対象額および市況動向の現状を鑑み、分配金を見直し、1万口当たり40円(課税前)としました。

次に基準価額の推移は以下のグラフの通りです。また、分配金を引き下げた理由、投資環境、今後の運用方針、分配金と基準価額との関係等については次ページ以降でご説明させていただきます。

*マザーファンドの組入債券等(現金等を含む)の最終利回りを、その組入比率で加重平均したもの(現地通貨建)。

設定来の基準価額の推移

ファンドの2012年12月5日の基準価額は7,732円となりました。また、基準価額(分配金再投資)の設定来の騰落率は+76.0%となりました。

設定来の基準価額の推移

期間:2003年11月17日(設定日)~2012年12月5日、日次



※基準価額(分配金再投資)とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したものとして計算した価額です。したがって、実際のファンドは課税条件等によって受益者ごとに価額は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。上記のグラフは過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

当資料は、「オーストラリア債券ファンド(愛称:毎月コアラ)」に関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したご参考資料です。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載事項は、全て当資料作成以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドは、債券等の値動きのある有価証券等に実質的に投資します(また、外貨建資産に投資しますのでこの他に為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

Q1 2012年12月5日決算で分配金を引き下げた理由を教えてください。

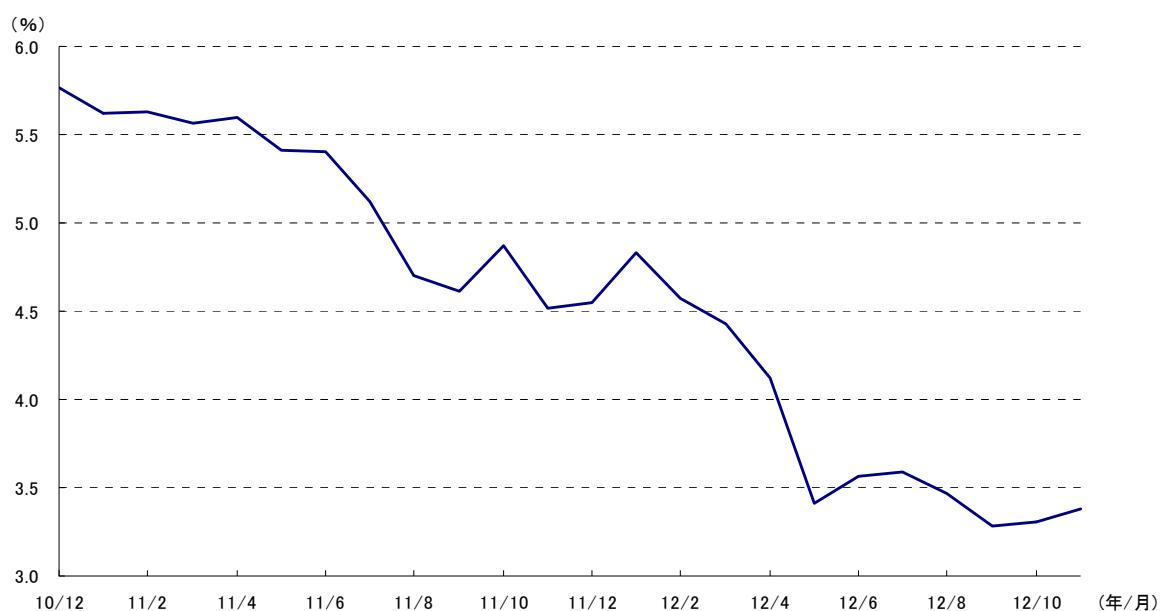
分配金見直しについてはファンドの運用状況や市況動向等から総合的に判断し決定しましたが、主な要因としては、豪ドル建て債券の利回り低下があります。

ファンドは豪ドル建ての公社債(国債、政府機関債、準政府債(州政府債)、国際機関債、社債等)を実質的な主要投資対象としており、投資対象から得られる利子収益などが分配金の主たる源泉となっています。豪ドル建て債券の金利を代表的な指数である UBS オーストラリア債券インデックスでみると、2010 年 12 月末の約 5.8% から 2012 年 11 月末には約 3.4% まで低下しました。

ファンドでは信託財産の成長を図りながら、収益分配を行なうことが受益者の中長期的な利益につながると考え、基準価額水準や分配対象額、市況動向なども総合的に勘案し、分配金の水準を見直しました。

豪州債券の利回りの推移(課税前)

期間:2010 年 12 月末～2012 年 11 月末、月次



豪州債券:UBS オーストラリア債券インデックス

(出所) UBS のデータを基に野村アセットマネジメント作成

上記のグラフは過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。

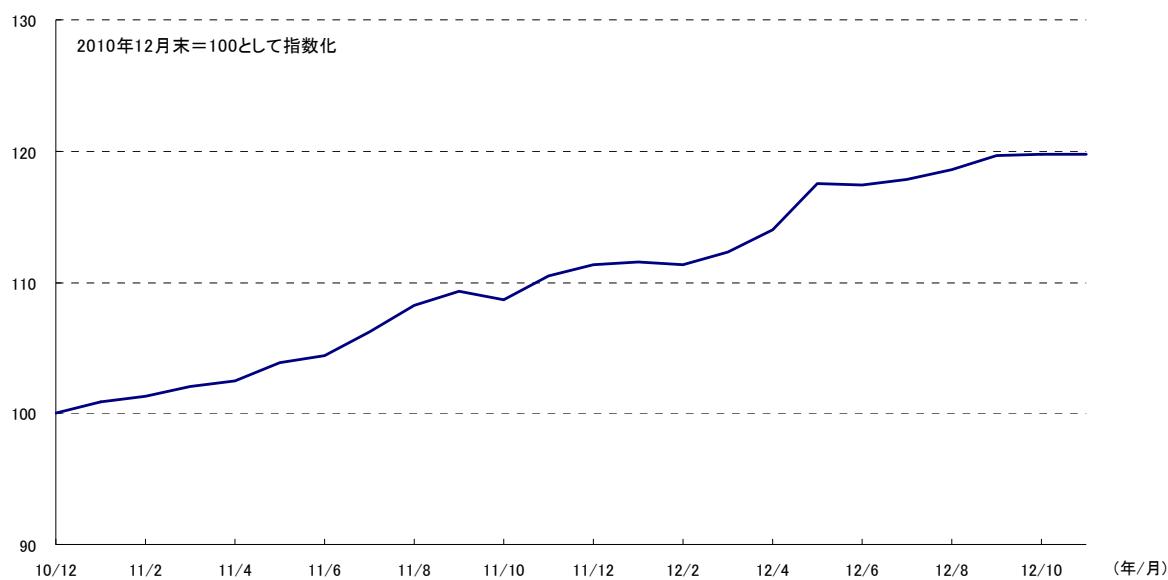
また、ファンドの運用実績ではありません。ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

Q2 豪州債券市場と為替市場の投資環境を教えてください。

豪州債券市場は、2010年末より概ね堅調に推移しました。ギリシャなどの欧州周辺国の債務問題への懸念が高まつたこと、中国の経済指標の一部が市場予想を下回り、中国経済の高成長と世界経済の回復基調が疑問視されたことなどを背景に、市場参加者のリスク回避姿勢が強まり、豪州債券市場は上昇(利回りは低下)しました。また、各国の中央銀行が金融緩和政策を進める中、RBA(豪州準備銀行)が複数回にわたって政策金利を引き下げたことも、利回りの低下につながりました。

豪州債券市場の推移

期間:2010年12月末～2012年11月末、月次



豪州債券:UBS オーストラリア債券インデックス

(出所)ブルームバーグのデータを基に野村アセットマネジメント作成

上記のグラフは過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。

また、ファンドの運用実績ではありません。ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

使用した指標について

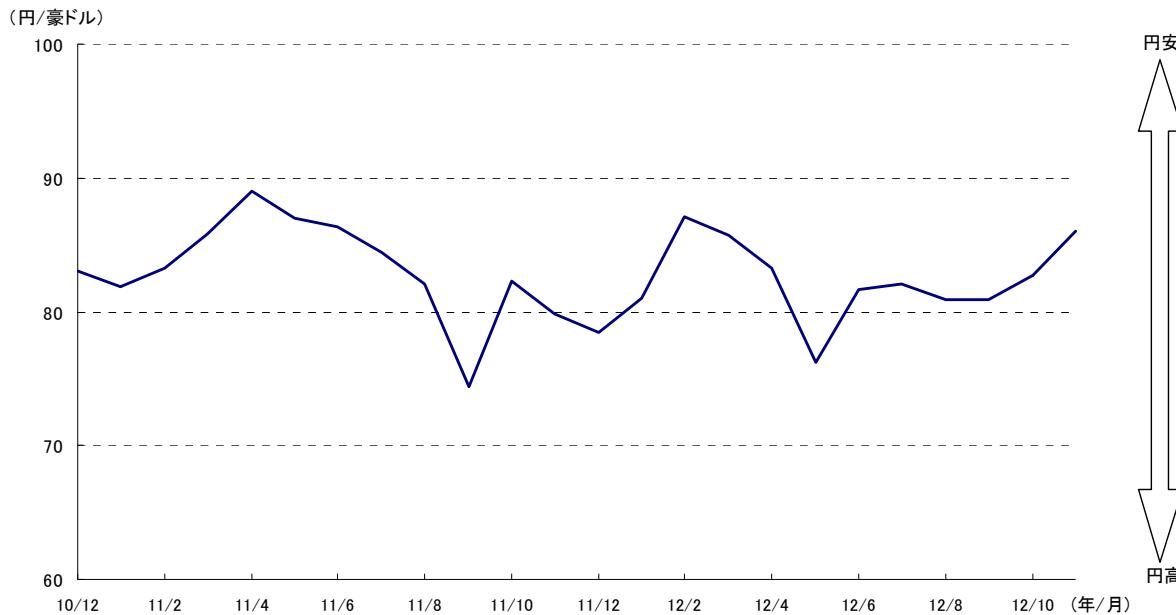
UBSオーストラリア債券インデックス(UBS Australian All Maturities Composite Bond Index)は、国債、準政府債(州政府債)、社債及びアセットバック証券等で構成されており、オーストラリア債券市場において発行された全ての満期固定利付き債券を対象としています。当指標は、オーストラリア債券運用のベンチマークとして広く使われています。UBSオーストラリア債券インデックスは、UBS AGが管理・公表しています。UBSオーストラリア債券インデックスに関する一切の知的財産権その他一切の権利はUBS AGに帰属しております。

当資料は、「オーストラリア債券ファンド(愛称:毎月コアラ)」に関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したご参考資料です。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドは、債券等の値動きのある有価証券等に実質的に投資します(また、外貨建資産に投資しますのでこの他に為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

2010年12月末以降の豪ドルの対円レートは概ね横ばいの推移となりました。2011年2月から4月までは豪州の景気回復期待から豪ドルは対円で上昇したものの、欧州周辺国の債務問題への懸念が高まったこと、米国経済指標の一部が市場予想を下回ったことなどを背景に市場参加者のリスク回避姿勢が強まると、下落に転じました。その後、ギリシャの無秩序なデフォルト(債務不履行)の回避など、欧州債務問題への懸念が緩和されたことなどが豪ドル高・円安の材料となり、2012年11月末の豪ドルの対円レートは、1豪ドル=86円台の水準となりました。

豪ドル(対円レート)の推移

期間:2010年12月末～2012年11月末、月次



(出所)ブルームバーグのデータを基に野村アセットマネジメント作成

上記のグラフは過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。

また、ファンドの運用実績ではありません。ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

Q3 今後の運用方針はどのように考えていますか？

豪州の財政は規律が保たれており、債務残高の状況も国際的に見て非常に低く抑えられていることから、今後も豪ドル建ての債券が選好されると見ています。インフレ見通しの改善および豪州国債への資金流入から、今後も豪州10年国債利回り水準は低水準で推移すると考えていますが、現在の利回りは過去10年間でみても低い水準であるから、金利変動リスクを注視して機動的に運用いたします。

セクターについては、比較的割安感が強く、利回りが高い州政府債などへの投資に重点を置いたポートフォリオを継続します。社債の割安感も増しており、債券種別、格付、銘柄等の精査を個別に行ない、組み入れていきます。

Q4 分配金と基準価額との関係について教えてください。

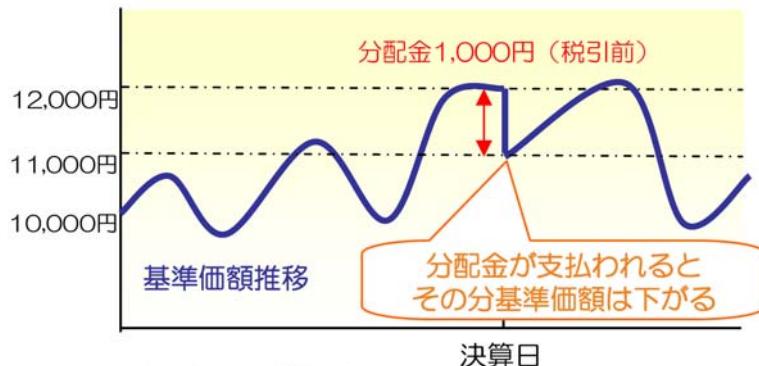
分配金の支払いは基準価額を下げる要因になります。投資信託の分配金は、ファンドの収益の一部を支払うものです。分配金は元本と分けて管理されるわけではなく、決算を迎えるまでファンドの資産として一緒に運用されています。分配金が支払われると、その分資産が減り、基準価額は下がります。

銀行などの預貯金の場合、預けた元金とは別に利子や利息を受け取ることになりますが、分配金はあくまでファンドの資産の一部であるということにご注意ください。

<分配金支払い後の資産のイメージ>



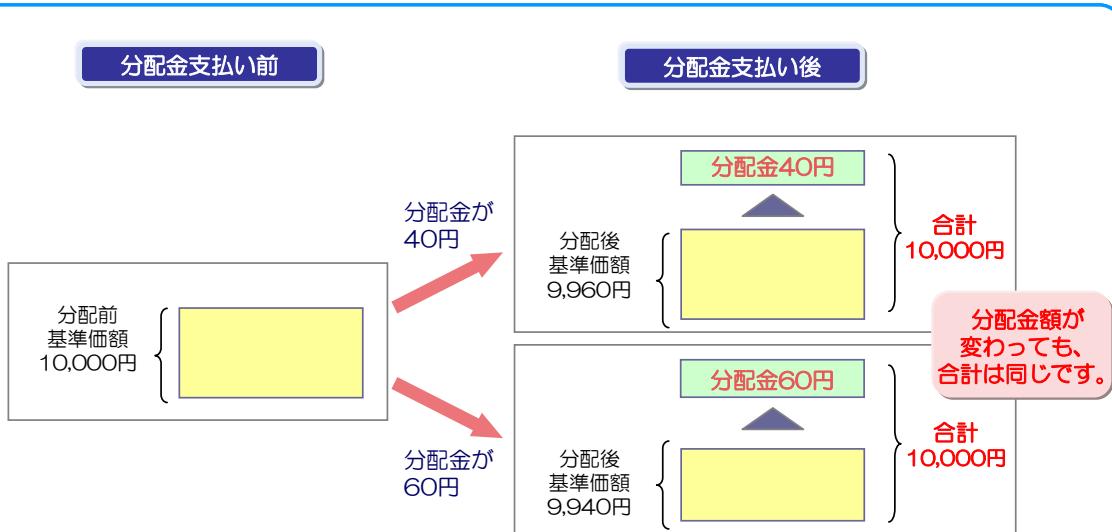
<分配金支払い前後の基準価額推移のイメージ>



・上記はイメージ図です。

・上記はイメージ図です。

<分配金支払い前後の基準価額と分配金のイメージ>



* 上記はイメージ図です。ファンドの情報の一部を用いて説明していますが、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

上記の分配金の説明は、分配金と基準価額の関係を説明したものです。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧下さい。分配金は、投資信託説明書(交付目論見書)記載の「分配の方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

Q5 分配金は多かつたら得で、少なかつたら損なのですか？

分配金はファンドの資産から支払われるため、分配金が多かつたら得で、少なかつたら損とは一概にはいえません。分配金と基準価額の値上がり益／値下がり損を合わせて考えることが大切です。下図は、分配金支払い前の基準価額を11,000円と仮定し、分配金なしの場合と分配金あり(分配金1,000円)の場合で、どちらが優位になるかを、決算日以降に基準価額が上昇した場合、下落した場合で比較しています。

【基準価額が20%上昇した場合】(図1)

分配金なしの場合の基準価額は13,200円($=11,000 \times 1.2$)、分配金ありの場合の基準価額は分配金(1,000円)との合計で13,000円($=10,000 \times 1.2 + 1,000$)となります。基準価額が上昇した場合は、結果として、分配金なしの方が良い投資成果が期待できます。

【基準価額が20%下落した場合】(図2)

分配金なしの場合の基準価額は8,800円($=11,000 \times 0.8$)、分配金ありの場合の基準価額は分配金(1,000円)との合計で9,000円($=10,000 \times 0.8 + 1,000$)となります。基準価額が下落した場合は、結果として、分配金ありの方が良い投資成果が期待できます。

上記から、分配金が多かつたら得か、少なかつたら損なのかは、その後の基準価額の動きによるため、一概にはいえないことがわかります。

(図1) 基準価額が20%上昇した場合



左記はイメージです。
実際の基準価額や分配金額について示唆、
保証するものではありません。

説明を簡素化するため、費用・税金等は考慮していません。また、分配金は再投資せず、払い出したものと仮定しています。

(図2) 基準価額が20%下落した場合



上記の分配金の説明は、分配金と基準価額の関係を説明したものです。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧下さい。分配金は、投資信託説明書(交付目論見書)記載の「分配の方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

引き続き、ご愛顧賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上

当資料は、「オーストラリア債券ファンド(愛称:毎月コアラ)」に関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したご参考資料です。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドは、債券等の値動きのある有価証券等に実質的に投資します(また、外貨建資産に投資しますのでこの他に為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

【ファンドの特色】

- 信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。
- オーストラリアドル建ての公社債(国債、政府機関債、準政府債(州政府債)、国際機関債、社債等)を実質的な主要投資対象^{*}とします。
※「実質的な主要投資対象」とは、「野村豪州債券ファンド マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。
- オーストラリアドル建ての公社債に投資し、インカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得をめざします。
- UBS オーストラリア債券インデックス(円換算ベース)^{*}をベンチマークとします。

※「UBS オーストラリア債券インデックス(円換算ベース)」は、UBS Australian All Maturities Composite Bond Index(オーストラリアドルベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

UBS オーストラリア債券インデックス(UBS Australian All Maturities Composite Bond Index)は、国債、準政府債(州政府債)、社債及びアセットバック証券等で構成されており、オーストラリア債券市場において発行された全ての満期固定利付き債券を対象としています。当指数は、オーストラリア債券運用のベンチマークとして広く使われています。UBS オーストラリア債券インデックスは、UBS AG が管理・公表しています。UBS オーストラリア債券インデックスに関する一切の知的財産権その他一切の権利は UBS AG に帰属しております。

- 各種分析に基づいてアクティブに運用することを基本とします。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ファンドは「野村豪州債券ファンド マザーファンド」を通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。
- マザーファンドの運用にあたっては、コロニアル・ファーストステート・アセットマネジメント(オーストラリア)リミテッドに、運用の指図に関する権限の一部を委託します。
- 原則、毎月 5 日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。分配金額は、分配対象額の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

—— 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。——

【投資リスク】

ファンドは、債券等を実質的な投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により基準価額が下落することがあります。
したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。
※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

【お申込メモ】

- 信託期間 平成30年9月5日まで(平成15年11月17日設定)
- 決算日および 収益分配 年12回の決算時(原則、毎月5日。休業日の場合は翌営業日)に分配の方針に基づき分配します。
- ご購入価額 ご購入申込日の翌営業日の基準価額
- ご購入単位 一般コース: 1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)
または1万円以上1円単位
自動けいぞく投資コース: 1万円以上1円単位
※お取扱いコース、ご購入単位は販売会社によって異なる場合があります。
- ご換金価額 ご換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
- 課税関係 個人の場合、原則として分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。なお、税法が改正された場合などには、内容が変更になる場合があります。

【当ファンドに係る費用】

(2012年12月現在)

◆ご購入時手数料	ご購入価額に2.1%(税抜2.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 ※詳しくは販売会社にご確認ください。
◆運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に年1.1025%(税抜年1.05%)の率を乗じて得た額が、お客様の保有期間に応じてかかります。
◆その他の費用・手数料	組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管等に要する費用、ファンドに関する租税、監査費用等がお客様の保有期間中、その都度かかります。 ※これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。
◆信託財産留保額 (ご換金時)	1万口につき基準価額に1%の率を乗じて得た額

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができます。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

【ご留意事項】

- ・投資信託は金融機関の預金と異なり、元本は保証されていません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金制度が適用されません。

◆設定・運用は

野村アセットマネジメント

商号: 野村アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号

加入協会: 社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料は、「オーストラリア債券ファンド(愛称:毎月コアラ)」に関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したご参考資料です。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドは、債券等の値動きのある有価証券等に実質的に投資します(また、外貨建資産に投資しますのでこの他に為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

オーストラリア債券ファンド(毎月分配型) (愛称:毎月コアラ)

お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会			
		日本証券業 協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社琉球銀行	登録金融機関 沖縄総合事務局長(登金)第2号	○			
株式会社福岡中央銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第14号	○			
株式会社八千代銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第53号	○			
おかやま信用金庫	登録金融機関 中国財務局長(登金)第19号	○			
広島信用金庫	登録金融機関 中国財務局長(登金)第44号	○			
安藤証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第1号	○		○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	
香川証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第3号	○			
寿証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第7号	○			
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○		○	
セントレード証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第74号	○		○	
新潟証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第128号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号	○			
光証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第30号	○	○		
三木証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第172号	○			
山和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第190号	○			

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。
※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。